岡三オンライン

信用取引に関する覚書

私（以下「甲」という。）は、岡三証券株式会社 岡三オンライン証券カンパニー（以下「乙」という。）との間における信用取引（以下「本信用取引」という。）について、以下の取決めに従い取引を行うことに承諾しましたので、この覚書を差入れます。

１．総　則

（１）甲は信用取引口座設定約諾書、信用取引の契約締結前交付書面及び信用取引ルール（以下「信用取引ルール等」という。）の内容を十分理解したうえ、自己責任の原則に基づき、信用取引ルール等及び金融商品取引法等関連諸法令並びに諸規則等を遵守して本信用取引を行うこととする。

（２）本信用取引は、甲より乙に対し、乙の定める所定の書類に同意があったのち、甲が乙の定める基準を満たしており、且つ、乙が当該取引を行うことについて適当であると判断した場合に本信用取引に係る口座（以下「本信用取引口座」という。）を開設することとする。

（３）甲が本覚書の各条項及び信用取引ルール等に違反した場合又は乙が甲の本信用取引の継続が不適当であると判断した場合、即座に取引を規制することとする。

（４）乙は乙の判断により、下記に規定する委託保証金の範囲内であっても、建玉の制限を行うこととする。

２．注　文

（１）本信用取引を利用して注文を行うことのできる銘柄は、乙が定める銘柄とする。但し、乙が定めた銘柄であっても、金融商品取引所等が規制する銘柄は注文ができないこととする。

（２）本信用取引の新規建の注文は信用取引ルール等に定める範囲内で行うこととする。

（３）本信用取引の反対売買による決済を行った結果、甲に決済損が生じ、預り金及び委託保証金現金で充当できない場合、甲は反対売買の受渡日までに乙に対し、不足金を乙からの請求の有無を問わず、入金することとする。

（４）甲が前号の入金を行わなかった場合、乙は甲へ通知することなく、甲の代用有価証券を甲の口座において甲の計算で任意に売却し、不足金に充当することができることとする。

（５）前号の措置による充当を行った結果、その余の債務がある場合、甲は乙に対し直ちに当該債務を弁済することとする。

（６）本信用取引の現引による決済は信用取引ルール等に定める範囲内で行うこととする。

（７）本信用取引の現渡による決済は信用取引ルール等に定める範囲内で行うこととする。

３．委託保証金

（１）甲は本信用取引の反対売買による決済益又は配当金・利金・償還金・売却代金等、乙が甲に支払うもの（預り金）については、本信用取引の委託保証金として差入れることとする。但し、差入を行う日において本信用取引の反対売買による決済損等、甲が負担すべき債務がある場合には乙の定める範囲で当該債務を差引くこととする。

（２）甲が担保として差入れる代用有価証券は、信用取引口座設定約諾書第 2 条の規定により、乙が認めた銘柄及び数量の範囲内とする。

（３）甲は乙に預託している有価証券のうち、乙の定める代用適格有価証券を本信用取引の代用有価証券として差入れることとする。

（４）本信用取引の委託保証金維持率は信用取引ルール等に定める率とする。委託保証金預託率が委託保証金維持率を下回った場合、甲はその翌々営業日の信用取引ルール等に定める時間（以下「差入期限」という。）までに乙に対し、委託保証金預託率が委託保証金維持率以上となるために必要な額の追加委託保証金を乙からの請求の有無を問わず差入れることとする。但し、差入期限までに、反対売買を行った建玉に対し、委託保証金維持率を乗じた額を追加委託保証金の額から控除することとする。

（５）甲が差入期限までに前号に記載の追加委託保証金を差入れなかった場合、乙は甲へ通知することなく、差入期限の翌営業日に甲の全ての建玉を甲の口座において甲の計算で反対売買により決済を行うこととする。その結果、甲に決済損が生じ、預り金及び委託保証金現金で充当できない場合、甲は反対売買の受渡日までに乙に対し、不足金を乙からの請求の有無を問わず、入金することとする。

（６）甲が前号の入金を行わなかった場合、乙は甲へ通知することなく、甲の代用有価証券を甲の口座において甲の計算で任意に売却し、不足金に充当することができることとする。

（７）前号の措置による充当を行った結果、その余の債務がある場合、甲は乙に対し直ちに当該債務を弁済することとする。
（８）委託保証金率、委託保証金維持率及び代用有価証券の掛目等は、金融商品取引所等の規制又は乙の判断により変更することとする。

４．期　日
（１）甲は本信用取引の建玉について、乙の定める返済期限（以下「決済期日」という。）の前営業日までに、反対売買又は現引若しくは現渡による決済を行うこととする。
（２）甲が決済期日の前営業日までに反対売買又は現引若しくは現渡による決済を行わなかった場合、乙は甲に通知することなく、その建玉を決済期日に、甲の口座において甲の計算で反対売買により決済を行うこととする。その結果、甲に決済損が生じ、預り金及び委託保証金現金で充当できない場合、甲は反対売買の受渡日までに乙に対し、不足金を乙からの請求の有無を問わず、入金することとする。
（３）甲が前号の入金を行わなかった場合、乙は甲へ通知することなく、甲の代用有価証券を甲の口座において甲の計算で任意に売却し、不足金に充当することができることとする。
（４）前号の措置による充当を行った結果、その余の債務がある場合、甲は乙に対し直ちに当該債務を弁済することとする。

５．その他
（１）甲が行う現物取引の買付は信用取引ルール等に定める範囲内で行うこととする。
（２）甲が行う代用有価証券の売却は信用取引ルール等に定める範囲内で行うこととする。
（３）甲が行う委託保証金現金の引出しは信用取引ルール等に定める範囲内で行うこととする。
（４）甲はＭＲＦ累積投資口座を設定している場合、本信用取引の利用を申込むにあたり、ＭＲＦ累積投資口座を解約すること及び信用取引口座が開設されている間はＭＲＦ累積投資口座を設定できないことを了解することとする。

（2022 年 1 月 1 日 改正）